

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成27年12月21日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

北沢三・四丁目地区地区計画（変更）策定支援等業務委託

(2) 目的

北沢三・四丁目地区（以下「本地区」とする）は、昭和58年6月に地区街づくり計画を、平成4年1月16日に地区計画を決定し、土地利用の適正化、道路の整備、建築物の不燃化の促進、オープンスペースの確保等、修復型まちづくりを進めながら、快適な居住環境の形成、災害に強い市街地への誘導を図ってきた。

本地区の南側に位置する一番街本通りは商店街を形成しており、地区街づくり計画において買物環境整備のために沿道商店のセットバックなどを推進し、ショッピングプロムナード化を図ることとしているが、地区計画においては壁面の位置の制限等の規定はない。一方で、一番街本通りの対面側については下北沢駅周辺地区地区計画が定められており、壁面の位置の制限等を規定しているため、同一の道路の左右において不均衡を生じており、地区の課題となっている。

本件は、上記の課題を解決するため、地区の現況と課題を整理し、関係機関との協議を進めながら地区計画の変更案を作成するものである。

(3) 対象区域

別紙1 位置図に示す北沢三・四丁目地区地区計画内とする。ただし、上記(2)目的のための検討区域は、別紙1 案内図に示す範囲とする。

(4) 業務内容

<平成27年度>

1) 地区現況の整理

道路・交通 土地・建物

2) 課題の整理及びたたき台案の作成

世田谷区都市整備方針及び現行の地区計画との整合性の検証

<平成28年度>

2) 課題の整理及びたたき台案の作成

地区計画（変更）たたき台案の作成

3) 地元への広報紙作成及び説明会開催の支援

街づくりニュースの編集

- ・街づくりニュースの編集、版下原稿作成（４回程度）
- 地区計画変更案の意見交換会、説明会の関連資料の作成
- ・説明資料、議事録等の作成（３回程度予定）
- 地区計画変更案の意見交換会、説明会の運営支援
- ・会場の表示物、資料等の準備、説明の補助等

４）地区計画の作成・検討

- 地区計画変更案等の作成
- ・説明会等の結果を踏まえた地区計画変更の素案と原案の作成
- 都市計画審議会、都市計画手続きの関連資料の作成
- ・地区計画変更等の説明資料、公告縦覧資料等の作成

５）関係機関等との協議支援

東京都

- ・地区計画変更等の協議資料の作成

（５）履行期間

契約の日から平成２８年３月３１日まで

なお、同一事業について、平成２８年度も引き続き随意契約により契約する予定がある。契約は単年度ごととし、各年度における当該事業の予算配当があること、及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

２ 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第２項による措置を現に受けていないこと。
- （２）世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- （３）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- （４）法人税、法人事業税、法人都民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項に基づく民事再生手続き開始の申立をしていないこと。
- （６）平成２２年度以降に、都内市区町村又は東京都近郊政令指定都市における都市計画法に基づく地区計画策定業務の受託実績があること。
- （７）平成２２年度以降に、世田谷区の街づくりに関する業務の受託実績があること。
- （８）提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- （９）個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。

３ 企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では企画提案書提出者の選定は行わず、参加表明書に基づき上記2の参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

4 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績（業務実績）
- (2) 予定技術者実績（技術者資格、実務実績、地域精通度）
- (3) 特定テーマに対する提案（業務内容の理解度、的確性、実現性、独創性）
- (4) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (5) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (6) 工程計画（妥当性）
- (7) 参考見積の妥当性

5 審査

参加表明書及び企画提案書による書類審査を行う。

6 手続等

(1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課（担当：澁谷、村田）

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール6階）

電話03-5478-8031 FAX03-5478-8019

メールアドレス SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間（土、日、祝日及び12月29日から1月3日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成27年12月21日（月）から平成28年1月8日（金）まで

2) 交付場所及び方法

上記(1)にて窓口配布

世田谷区ホームページよりダウンロード

[区トップページ](#) [くらしのガイド](#) [住まい・街づくり・交通](#) [街づくり](#)

[北沢総合支所管内の街づくり](#) に掲載

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

1) 期 限：平成28年1月8日（金）午後5時まで

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参又は郵送（送達確認できるものに限る）

提出する旨を事前に提出先に電話連絡すること

(4) 企画提案書等の受領期限並びに提出場所及び方法

1) 期 限：平成28年2月3日（水）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記(1)

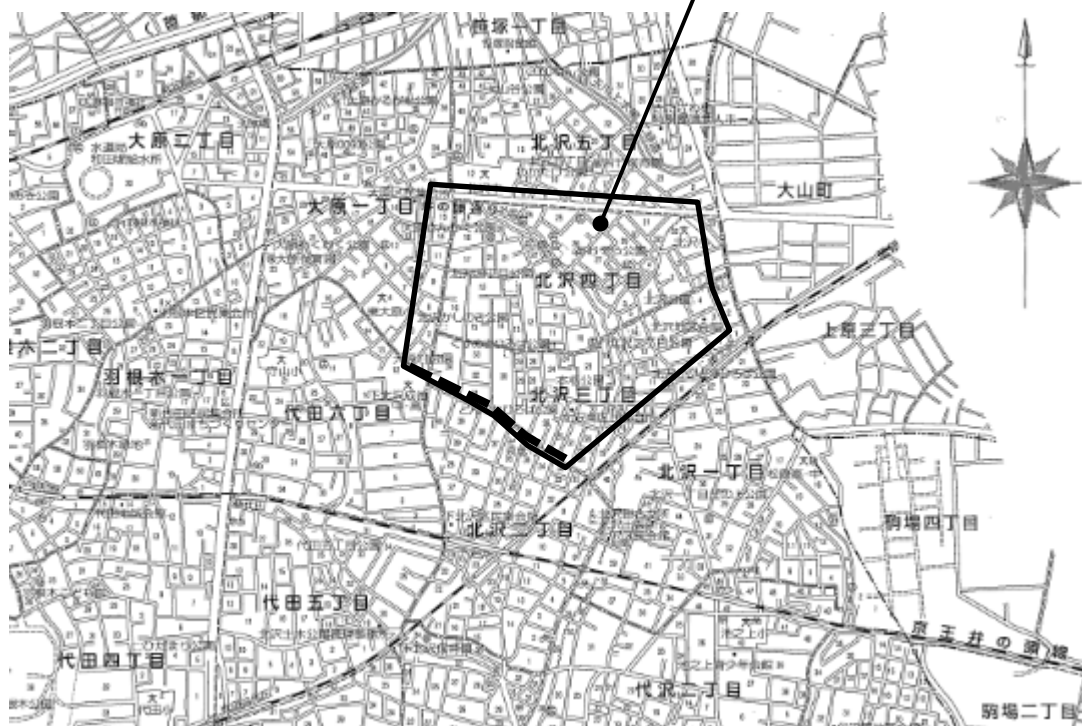
3) 方法：持参のみ

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有
件名：北沢三・四丁目地区地区計画（変更）策定支援等業務委託（その2）
平成28年度以降の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 「6(1)担当部課」に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。
- (8) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、世田谷区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

位置図

北沢三・四丁目地区地区計画区域



案内図

